

利根川水系農業水利協議会千葉県支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、利根川水系農業水利協議会千葉県支部という。

(事務局所在地)

第2条 この会の事務局は、千葉市美浜区新港249番地5『千葉県土地改良事業団体連合会』(以下「県土連」という)内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、利根川水系における農業水利に関する諸問題を検討・協議すると共に、地域農業者の利益と福祉の増進を図り、農業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農業用水確保のための河川の流況、ダム貯水量、利水状況等水利情報の収集、分析、提供。
- (2) 農業水利に関する情報の交換、水の有効利用に関する啓発・農業用水の多面的機能の宣伝。
- (3) 農業用水の確保のため、技術力の向上を図る研修会等の開催。
- (4) 要請及び建議。
- (5) その他、この会の目的を達成するため必要な事項。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、利根川水系に関係のある土地改良区及び県土連とする。

2. 前項の会員のほか、利根川水系に関係のある団体で、幹事会で推薦した者のうち、総会において会員とすることを適当と認められた者は、会員とすることができる。

第4章 役員及び幹事会

(役員 の 選 任)

第6条 この会の役員として、理事10名、監事2名を置く。

2. 理事及び監事は、総会において選任する。
3. 理事は、会長1名、副会長2名を互選する。
4. 理事の中から4名を本部委員として互選する。

(役員 の 任 期)

第7条 役員任期は2年とし、任期満了後、次の役員選出までは任期を継続する。但し、再選は妨げない。

2. 補欠役員任期は、その前任者の残存期間とする。

(幹 事)

第8条 この会に幹事10名を置く。

2. 幹事は、理事選出土地改良区及び県土連の事務局長等をあてる。
3. 幹事長は、県土連の事務局長とする。
4. 幹事の中から2名を本部幹事とし、会長選出土地改良区及び県土連の幹事をこれにあてる。

(顧 問 及 び 参 与)

第9条 この会に顧問・参与を置くことができる。

2. 前項の顧問及び参与は、理事会の議を経て、会長が委嘱するものとする。

第5章 会 議

(会 議)

第10条 この会は、毎年1回総会を開き、規約の変更、予算、決算、役員選任、その他必要な事項を付議するものとする。

2. 理事会は、必要に応じて開催し、次の事項を協議する。
 - (1) 総会に提案する事項。
 - (2) 第4条に定める事業の実施に関する事項。
 - (3) その他必要な事項

- 3 . 会議の議題は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
但し、規約の変更については、出席会員の3分の2以上の同意を要するものとする。
- 4 . 幹事会は必要に応じて開催し、第2項に定める事項について協議する。

(議長の選任)

- 第11条 この会の議長は、次により選出する。
- (1) 総会の議長は、出席した会員のうちから総会において選任する。
 - (2) 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
 - (3) 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

第6章 会 計

(経 費)

- 第12条 この会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 2 . 会費は予算の定めるところにより、毎年総会で定められた期限内に納入するものとする。

(会計年度)

- 第13条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。

付 則

この規約は、議決したその日から効力を生ずる。 (昭和55年3月17日)

付 則

この規約は、昭和61年 5月14日より実施する。

付 則

この規約は、平成10年 5月13日より実施する。

付 則

この規約は、平成20年 6月 2日より実施する。